富山県済生会富山病院　マットレス賃貸借契約仕様書

１．件　　名　マットレス賃貸借契約

２．履行場所　富山県富山市楠木 33 番地 1　富山県済生会富山病院

３．契約期間　令和 8 年 12 月 1 日から令和 13 年 11 月 30 日まで

４．目　　的　本仕様書は、富山県済生会富山病院（以下「甲」という。）において、入院患者に対する安全かつ快適な療養環境の提供および褥瘡発症予防及び作業者の負担軽減を図るとともに、適切な衛生管理・保守体制を確保することを目的として、貸与事業者（以下「乙」という。）よりマットレスを賃貸借する際の仕様を定めるものである。

５．賃貸借品の規格及び数量

品名（品番）	規格・仕様	数量
モルテン　ビリーブ （MBLV83）	自動運転圧対策フィッティングマットレス サイズ：幅 83 ㎝、長さ 193 ㎝、厚さ 13 ㎝	14 台
モルテン　スコープ （MSCP83）	全自動運転＋体圧可視化ロボテックマットレス サイズ：幅 83 ㎝、長さ 193 ㎝、厚さ 17 ㎝	12 台

6. 契約形態

（１） 本契約は単価契約とする。

（２） 賃貸借料の請求は、各月における実際の稼働台数に、落札単価を乗じた金額をもって行う。

7. 衛生管理および感染対策

（１） 乙は、納品する製品について、厚生労働省の定める消毒基準（熱湯消毒、オゾン殺菌、次亜塩素酸ナトリウム等による適切な処理）に適合した衛生的な洗浄・消毒工程を経た状態で納入しなければならない。

（２） 乙は、前項の消毒処理を行うために必要な自社消毒施設・設備を保有しているか、または当該消毒基準を満たす専門事業者との間で適切なメンテナンス（洗浄・消毒）に関する委託契約等を締結していることを要件とする。

（３） 甲から求めがあった場合、乙は洗浄・消毒に関する作業工程書、消毒実施証明書、または外部委託先との契約状況証明書類の写しを速やかに提出しなければならない。

（４） 感染症患者に使用された物品について、甲から返却指示があった場合、乙は適切な感染予防措置を講じた上で回収し、自社の責任と費用において消毒・滅菌処理または処分を行うこと。

8. 保守体制・障害対応

（１） 貸与品に故障、破損、著しい汚損等が発生し、甲より連絡を受けた場合、乙は迅速に代替品の納入および不具合品の回収を行わなければならない。

（２） 通常の使用に伴う摩耗、経年劣化、または機器の不具合による交換・修繕費用は、すべて乙の負担とする。

9. 設置・納品および原状回復・撤去

（１） 乙は入札後、納入期日までにモデルチェンジ等により、対象機器を納入することが出来なくなった場合は、甲と協議の上、後継機種を納入すること。

（２） 乙の取り扱いに関する教育訓練は甲と協議して行うこと。

（３） 乙は納入検査確認後、故障した場合は無償修理に応じること。

（４） 搬入・搬出および設置作業に伴う費用（人件費、運賃等）は、すべて乙の負担とする。作業時は院内の安全および衛生環境に配慮すること。

（５） 契約満了または契約解除に伴う撤去の際、乙は甲の指示する日時にて速やかに全ての貸与品を回収・引揚げなければならない。

（６） 通常の使用に伴う自然消耗および経年劣化について、甲は原状回復の義務を負わない。

10. 個人情報および機密保持

（１） 乙は、本業務の履行にあたり知り得た発注者の業務上の情報および患者の個人情報について、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本契約終了後も継続するものとする。

（２） 乙は、自社の従事者に対して個人情報保護および守秘義務に関する教育を徹底しなければならない。

11. 事故・損害賠償

貸与品の構造上の欠陥、品質不良、または乙の責に帰すべき事由により、患者または第三者に身体的・財産的損害（褥瘡の悪化や機器トラブルによる事故等含む）が発生した場合、乙はその損害を賠償する責任を負うものとする。

12. その他

（1） 搬入作業時に発生した廃棄物等は乙の責任で適正に処理すること。

（2） 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲および乙が誠意をもって協議の上、決定するものとする。

13. 担当者

富山県済生会富山病院
用度課　横本
TEL　076-437-1111
E-mail　k-yokomoto@saiseikai-toyama.jp